

公共随契による売払結果一覧表(令和6年6月契約分)

(土地)

整理 番号	所在地	登記 地目	面積(平方 メートル)	契約年月日	契約金額(円)	契約相手方名	法人番号	用途	減額売 払の有無	借地権 の有無	価格形成上の 減価要因	都市計画区域	用途地域	建蔽率/容積率 (パーセント)	備考
1	神奈川県三浦市三崎町 城ヶ島字西山689-12外1 筆	宅地 燈台敷地	189.07	R6.6.27	9,529,128	三浦市	5000020142107	道路用地				市街化区域	商業	80/400	工作物一式
2	群馬県吾妻郡東吾妻町 大字大柏木字大場1-54 外5筆	原野	26,372.72	R6.6.10	22,500,000	吾妻環境 施設組合	3000020109207	ごみ処理 施設敷地				都市計画区域 及び準都市計 画区域外	指定なし	指定なし	工作物一式
3	群馬県吾妻郡東吾妻町 大字大柏木字大場19外9 筆	山林 原野	38,424.03	R6.6.10	33,851,000	東吾妻町	2000020104299	道路用地				都市計画区域 及び準都市計 画区域外	指定なし	指定なし	

1. 本一覧表は、公共随契により売払いをした物件について一件別に記載しております。
2. 減額売払の有無は、法令の規定に基づき減額売払を行った場合に「○」を記載しております。
3. 借地権の有無は、売却した物件に借地権が設定されていた場合に「○」を記載しております。
4. 契約金額（円）は、見積り合せにより落札された金額、又は見積り合せにより落札されなかった場合は「不調」と記載、5回の見積り合せを行わず途中で見積り合せを取下げされた場合は、「取下げ」と記載しております。
5. 価格形成上の減価要因は、次に掲げる場合に要因を記載しております。なお、複数の減価要因がある場合には、主たる要因を記載しております。

・ 予定価格の算定に当たり、建物解体撤去を減価要因とした場合

・ 予定価格の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の物件の状況を減価要因とした場合
6. 用途地域名については、次のとおり省略しています。

第一種低層住居専用地域・・・第一種低層

第二種低層住居専用地域・・・第二種低層

第一種中高層住居専用地域・・・第一種中高

第二種中高層住居専用地域・・・第二種中高

第一種住居地域・・・第一種住居

第二種住居地域・・・第二種住居

準住居地域・・・準住居

近隣商業地域・・・近隣商業

商業地域・・・商業

準工業地域・・・準工業

工業地域・・・工業

工業専用地域・・・工業専用

用途地域の指定がないもの・・・指定なし
- 1 / 1

公共随契による貸付結果一覧表(令和6年6月契約分)

整理 番号	所在地	登記 地目	面積(平方 メートル)	契約 年月日	年額貸付料 (円)	契約期間	契約相手方名	法人番号	用途	減額貸 付の有無	定期借 地権の 設定の有無	価格形成上 の減価要因	都市計画区域	用途地域	建蔽率/容積率 (パーセント)	備考
1	群馬県吾妻郡東吾妻町 大字大柏木字大場1-53 外14筆	山林 原野	46,466.15	R6.6.10	-	R6.6.25～ R11.6.24	吾妻環境 施設組合	3000020109207	ごみ処理 施設敷地				都市計画区域 及び準都市計 画区域外	指定なし	指定なし	無償貸付
2	群馬県吾妻郡東吾妻町 大字大柏木字大場12-2 外149筆	宅地 山林 原野 保安林 雑種地	76,848.04	R6.6.10	-	R6.6.25～ R11.6.24	東吾妻町	2000020104299	道路用地				都市計画区域 及び準都市計 画区域外	指定なし	指定なし	無償貸付 工作物一式

1. 本一覧表は、公共随契により貸付けをした物件について一件別に記載しております。
2. 減額貸付の有無は、法令の規定に基づき減額貸付けを行った場合に「○」を記載しております。
3. 年額貸付料について、貸付期間が1年未満の場合は当該貸付期間に対応する貸付料を記載、又は見積り合せにより落札されなかった場合は「不調」と記載、5回の見積り合せを行わず途中で見積り合せを取下げされた場合は、「取下げ」と記載しております。
4. 定期借地権の設定の有無について、定期借地権（借地借家法（平成3年法律第90号）第22条に規定する借地権及び第23条第1項又は第2項に規定する借地権をいう。）を設定している場合に「○」を記載しております。
5. 価格形成上の減価要因は、以下に掲げる場合に要因を記載しております。なお、複数の減価要因がある場合には、主たる要因を記載しております。

・ 予定価格の算定に当たり、建物解体撤去を減価要因とした場合

・ 予定価格の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の物件の状況を減価要因とした場合
6. 用途地域名については、次のとおり省略しています。

第一種低層住居専用地域・・・第一種低層第一種住居地域・・・第一種住居商業地域・・・商業用途地域の指定がないもの・・・指定なし

第二種低層住居専用地域・・・第二種低層第二種住居地域・・・第二種住居準工業地域・・・準工業

第一種中高層住居専用地域・・・第一種中高準住居地域・・・準住居工業地域・・・工業

第二種中高層住居専用地域・・・第二種中高近隣商業地域・・・近隣商業工業専用地域・・・工業専用